

**これは北陸地方整備局から大臣許可・免許を受けている事業者が届出するための取扱いです。
県知事許可・免許事業者の提出先は各県担当部局となりますので、ご注意ください。**

< 基準日における届出手続きについて > (建設業者・宅建業者共通)

基準日における届出は、年1回の基準日毎に許可・免許を受けている行政庁に対して行う必要があります。

提出時期	基準日 3月31日 → 4月1日～ 4月21日 ※提出期限が休日の場合は翌営業日までに提出して下さい。
提出方法	郵送又は窓口提出 (郵送の場合は期限日の消印有効)
提出先	〒950-8801 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1 国土交通省 北陸地方整備局 建政部 計画・建設産業課 (TEL 025-370-6571) ※県知事許可・免許事業者は各県担当部局へ提出して下さい。 ※大臣許可業者・大臣免許業者は県を経由せず、直接、北陸地方整備局に提出して下さい。
提出書類	1, 届出書(建設業者→第一号様式、宅建業者→第七号様式) 2, 添付資料 ①住宅建設・販売瑕疵担保保証金の供託及び住宅建設・販売瑕疵担保責任保険契約の締結の状況の一覧表(基準日前12月間において引き渡した新築住宅) (建設業者→第一号の二様式、宅建業者→第七号の二様式) ※保険のみの場合で、保険法人から送付される一覧表を使用する場合は、この様式を作成する必要はありません。 ②住宅建設・販売瑕疵担保保証金に係る供託書の写し (新たに保証金を供託した場合) ③住宅建設・販売瑕疵担保責任保険契約を証する書面 (保険法人から発行される保険契約締結証明書類の原本)
提出部数	正1部 ※届出書を受理した旨の連絡は行いません。 届出者において受付印のある副本を希望する場合は以下のとおり取扱います。 ①郵送で提出する場合 届出書正本を提出の際、届出書副本と返信先を記載し、切手を貼った返信用の封筒を同封のうえ、提出して下さい。 ②窓口にて提出する場合 届出書正本の提出時に届出書副本を併せて持参していただき、その場で受付印を押印して返却致します(受付処理のみ。届出書の内容審査は行いません)。
その他注意事項	1, <u>届出書類の作成には、余裕を持って対応して下さい。</u> →届出期間が基準日から3週間以内となっています。 特に、複数の事務所において引渡しを行っている場合には、引渡し物件に関する情報の集約が必要となるため、余裕を持って作業をお願いします。 2, <u>一度、届け出た新築住宅に対する基準日の届出義務は10年間継続します。</u> →基準日前12ヶ月間に新築住宅の引渡しが無くても、以前に引渡しした新築住宅に対して瑕疵担保責任を負っている期間は届出が必要です。 3, <u>建設業と宅地建物取引業を兼ねている事業者については、それぞれの事業毎に届出書類を作成し、提出もそれぞれの許可・免許行政庁に行ってください。</u>